

令和 6 年度

特定社会保険労務士による

県社協会員は **相談無料**

社会福祉施設・事業所対象

労務相談会

労働時間・休日、割増賃金、解雇・退職、
就業規則等の問題で相談ごとはありませんか？



今年度も随時開催します!!

日時予約制

日時

社会福祉施設・事業所のご希望による日時で、相談の上決定します。
※ただし、土日・祝日・年末年始休暇期間を除き、時間は、午前9時～12時、
午後1時～4時までの間の50分間とします。
また、専門相談員の都合で、開催日時は調整させていただきます。

相談方法

次のいずれかの方法をお選びいただけます。

① 対面による相談

原則として、専門相談員の所属事務所（松江市内）を会場としますが、調整する場合があります。

② オンライン（Web会議ツール「Zoom」）による相談



申込方法

裏面の申込書を相談を受けたい日の2週間前までにファックス等で提出してください。▶▶

専門相談員

村松文治 氏（特定社会保険労務士）

開催時期

随時／希望の日時

相談方法

対面形式かオンライン形式かを選択

相談時間

1相談者 最長50分

申込方法

事前（2週間前まで）に相談申込書を提出

事業の流れ

施設
事業所

④参加・相談

相談会
(予約制)

③決定通知

①申込

2週間前
までに

島根県
社会福祉協議会
(経営支援係)

②調整

専門相談員
(特定社会保険労務士)

労務相談申込書

申込年月日 令和 年 月 日

法人名 施設・事業所名		相談者 役職・氏名		
所在地	〒 -	希望日時	第1希望	令和 年 月 日 : ~ :
			第2希望	令和 年 月 日 : ~ :
			第3希望	令和 年 月 日 : ~ :
相談形式 (いずれかにチェック)	<input type="checkbox"/> 対面 (松江市内) <input type="checkbox"/> オンライン			
連絡先	Tel () - Fax () - E-mail			
施設種別	1. 高齢者施設 2. 障がい者(児)施設 3. 児童施設 4. その他 ()			
職員構成	法人全体の職員数 ()名 法人内の施設・事業所数 ()			
	施設・事業所の職員数 ()名 正職員 ()名 パート職員 ()名 嘱託職員 ()名 臨時職員 ()名			
相談事項	1. 労働時間管理 2. 賃金・賞与 3. 就業規則等諸規程 4. 社会保険・労働保険 5. その他 ()			
相談の内容	※個人情報等に配慮の上、なるべく具体的に記載してください(継紙可)。 なお、相談に関する資料の提供を依頼する場合があります。			

※申込書に記載された情報は、本事業の目的以外には使用しません。

問合せ・
申込み先

島根県社会福祉協議会 法人支援部 経営支援係

〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2階

TEL:(0852)61-4151 FAX:(0852)32-5956 <https://www.shimane-fjc.com/>

メールアドレス: soudan@fukushi-shimane.or.jp